



倉敷市市民企画提案事業について

答 申

平成24年3月21日

倉敷市市民企画提案事業審議会

倉敷市市民企画提案事業の審査について（答申）

目 次

	頁
市民企画提案事業審査結果	1
I 新規提案事業および実施事業の全体講評	2
II 平成24年度新規事業の審査について	4
III 平成24年度継続事業の採択審査について	9
審議会 委員	13
参考資料	
(1) 質問書	14
(2) 市民企画提案事業実施要綱	15

倉敷市市民企画提案事業は、市民活動団体の公益的な活動を支援することで、市民活動のさらなる活性化を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的としている。倉敷市では、平成17年度から本事業を実施し、平成22年度実施事業から制度を見直すなどして、多くの成果をあげてきている。この提案事業を通して、市民と行政が相互に補完し合うことにより、倉敷市が住みよいまちとなってゆくことを念願する次第である。今後に向けて、市民活動を一層発展させて、市民自らが自立・成長するための一助となれば幸いである。そして、本事業がより成熟した市民活動へつながる契機となることを期待している。

新規事業については、昨年の9月に平成24年度事業の募集をしたところ、地域社会の課題解決につながる公益的な活動として13の市民団体から応募がなされた。最終的には2団体の取下げがあり11事業の審査を行った。また、平成23年度事業については、新規事業16事業、継続事業6事業の計22事業が実施された。そのうち協働事業部門において、平成24年度に継続を希望する6事業の審査を行った。本事業の趣旨をご理解していただき、自発的かつ自立的に応募、実施された提案団体に対して、倉敷市市民企画提案事業審議会として衷心より敬意を表する次第である。

本審議会は、応募のあった事業について、書類審査、プレゼンテーション、審議会委員との質疑応答などを経て、審議会の委員が総力を挙げて厳正かつ公正に審査を行った。本答申は、その結果を取りまとめたものである。

審査した事業は、地域の活性化や社会環境等の改善につながるなど、市民サービスの向上に寄与する内容であった。本答申を契機に「新しい公共」の理念に基づいた「市民参加による協働のまちづくり」が促進されることを期待するとともに、一層充実した市民企画提案事業となるよう祈念する次第である。

末筆ではあるが、倉敷市市民企画提案事業に格別のご理解とご協力を賜り、公開プレゼンテーションや継続審査会の実施にあたり、真摯に対応していただいたすべての関係者の皆様に衷心より御礼申し上げる次第である。

平成24年3月21日

倉敷市市民企画提案事業審議会
会長 小山悦司

I 新規提案事業および実施事業の全体講評

提案事業に対する全体の講評およびコース別講評については、審議会委員からの意見を以下に整理してまとめておく。個々の事業に関する講評は、委員の意見を集約したものを別途掲載しているので参照されたい。

なお全体講評、個別講評の課題については、今回提案のあった団体だけでなく、多くの市民活動団体や、行政の各セクションが少なからず抱える課題でもあると考えている。自らのこととしてとらえていただくことで、市民活動の活性化や、協働による効果的な取り組みを期待するものである。

1) 事業計画書の重要性

熱意あふれる気持ちで心に訴えかける発表、動画や音声で五感に訴えかける方法など、団体の熱い思いがこもったプレゼンテーションがほとんどであった。いずれにせよ、書類だけでは伝えきれない提案事業の特色や独自性をアピールすることは重要である。他の助成金等でも同じであるが、審議会が最初に目にするのは事業計画書である。5W1Hを心がけ、提案内容をわかりやすく、かつ簡潔に記述することも団体の能力の一つである。また、審査だけでなく、自らの団体の思いを市民に伝え賛同者を増やすことも強く心がけていただきたい。

2) 事業の形態と費用対効果

今回の提案の中では、1回のみのイベント、少数開催の講座などの事業が多くみられた。それらを否定するものではないが、それぞれの課題を解決するためには、息の長い地道な活動も多く求められると考える。また、事業経費の中で視察研修や、印刷物の経費が突出している事業も見受けられた。これらについては実施しなければ事業としての効果が上がらないのか、別の手立てはないのかなど、担当部署とも再度協議し、適正な受益者負担を含め検討していただきたい。そして、事業の進捗・達成状況を把握・点検するとともに、その成果の検証・評価を行い、改善・充実を図ることが望まれる。

3) 市民と行政の協働

協働とは、目的ではなく手段である。協働することにより相乗的に効果が上がる事業を採択すべきであり、団体側には事業の実施能力、そして行政側には積極的な姿勢が求められる。

今回提案のあった事業でも、担当部署との協議が不十分であると思われる内容がみられた。目的を共有し相互理解を深めるためにも、事前の協議は綿密に行われたい。また、協働事業部門の提案以外にも、市民目線による新たな気づきが盛り込まれている事業があった。そういう観点から、行政担当者にはプレゼンテーションへの積極的な参加を求める。

4) 団体同士の連携の強化

行政との協働はもちろん、自主事業においても、自らの団体にないノウハウや情報を持つ団体と交流し、お互いを補完し合うことでより事業内容に深みと広がりが出るものと考えられる。そのためにも、ホームページや広報紙などで積極的な情報収集・発信を心がけ、団体同士のネットワーク化を図ることを望む。その効果として、今まで市民公益活動に縁のなかった方々が情報に触れ、興味を持つなど、活動に参加し、活動の裾野が広がることが期待される。

5) 制度の在り方

平成22年度の制度改正以降、提案の件数が微減傾向にあるとともに、新規の団体からの応募が減少している。担当課においては、原因の分析を行うとともに、制度の在り方についても必要に応じて再度検討することを望む。また、本制度を利用した団体の追跡調査を行うことも、今後の市民活動の活性化に関するあり方を考える上で重要なことであると思われる。

II 平成24年度新規事業の審査について

【選考過程】

はばたきコース、協働事業部門については、2月26日に開催された公開プレゼンテーションでの事業に関する説明、質疑応答を基に、事業の実現可能性や事業に対する団体の熱意を審査とともに、当初の事業計画、予算書では判断できない部分や、事業内容に精査の必要性が見られる箇所について、質問を行った。公開プレゼンテーション後の審議会で、応募書類、公開プレゼンテーション、質問に対する回答、協働事業部門に関しては担当課の意見等を総合的に勘案したうえで、審査基準に基づいて審査を行った。

めばえコースについては公開プレゼンテーションを行わず、事業計画、予算書およびヒアリングを基に、審査基準に基づいて2月26日に開催された審議会で審査を行った。

【選考基準】

公平性を確保するため、提案事業の関係者となる委員は該当する部門の審査を外れることとし、各委員ごとに採点を行うこととした。提案事業ごとに、基準Ⅰに「いいえ」を付した委員の基準Ⅱの点は0点とし、各委員の基準Ⅱの持点を100点とし、全委員の点数の平均点を得点とした。

採択基準は審議会委員の平均点の60点以上とした。

順位については、所定の公開プレゼンテーションの傍聴を行った団体の事業について、審査得点に10点を加点した総得点の順とした。

【審査基準】<評価項目および配点（100点満点）>

市民企画提案事業審査基準

審査項目			コース・部門		
審査のポイント			めばえ	はばたき	協働
基準I	公益性	A 不特定多数のものの利益の増進に寄与するなど公益性が認められる事業である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	中立性	B 市が補助することについて、疑義が生じる要素がない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	協働性	C 市民団体と行政が協働すべき領域で、市民団体が取り組む方が効果があがる事業である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
全項目「はい」か			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
基準II	① 目的 (公益性・重要性)	1 事業になぜ取り組まなければいけないかというニーズに共感できる	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		2 不特定多数のものの利益の増進に寄与するなど公益性の高い事業である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		3 事業の目的や重要性は事実に基づき確認し、具体的に示されている	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			配点	25	25
基準III	② 事業内容 (計画性)	4 目的に沿った事業計画がつくられている	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		5 多くの人が参加できるよう実施時期や場所などに工夫がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		6 実施にあたり、充分な準備期間・手段が取られている	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			配点	25	25
基準IV	③ 費用対効果	8 経費に見合う効果が見込める	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		9 過不足のない収支計画である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		10 受益者負担を求めるなどの工夫がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			配点	25	20
基準V	④ 人材配置	11 計画を遂行する技能・能力(人的資源)がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		12 他の団体と協働するなどの工夫がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		13 事業に対する熱意がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			配点	10	10
基準VI	⑤ 協働性	14 行政も事業の意義を理解し、目的が共有できている	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		15 協働することにより相乗効果が見込める	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		16 提案団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものである	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			配点	20	
基準VII	⑥ 独自性・将来性	17 先進的・先駆的な事業内容である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		18 発展性・普及性がある事業内容である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		19 課題解決のための中長期的な計画がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			配点	25	20
合計			100	100	100

【審査結果】

協働事業部門

事業名	団体名	採択の可否
アラフォーママのための不安解消事業(子育てひろば)	一般社団法人チカク	可
運動でみんながつながるまちづくり事業(水島版)	エンジョイスポーツの会	可
わたしたちの地域の防災力を高めよう!!	倉敷市災害ボランティアコーディネーター連絡会	可
ボランティアの異領域交流会	倉敷ボランティア協会	可
～ようこそ、わが街倉敷～ 『市民参加型＝2012＝Welcome 倍増プロジェクト』	くらしき*街角コンシェルジュ	不可

公益的自主事業部門（はばたきコース）

事業名	団体名	採択の可否
倉敷川再生活動－生命あふれる清流に－	蔵おこし湧々	可
「男おひとりさま料理カンタン教室」開講事業	シニア世代のサバイバル男料理の会	可
(仮称)水島市民交流フェスティバル	水島の未来を考える会	可
ジャンプ・ステップ・スポーツ フェスタ 2012	児島マリンスポーツクラブ	可
第3回くらしき巡りカルタ大会	吉備の国クラスター協議会	可

創業期活動部門（めばえコース）

事業名	団体名	採択の可否
ニュースポーツを切り口にした地域活性の推進	中庄学区ニュースポーツ推進委員会	可

【個別講評】

協働事業部門

・アラフォーママのための不安解消事業（子育てひろば）

初産の高齢化は今後も増加すると考えられることからも、時代のニーズにあった事業であり、事業計画を高く評価する。また、事業の形態について、汎用性があることも評価できる。40歳前後の、育児に悩みを抱える母親に参加を促すための工夫や、単に参加するだけでなく、その後も母親同士が繋がることができる仕組みづくりを求める。

今後の課題ではあるが、子どもたちを通じて若い世代の親と交流しなければならない時期が来ることからも、若い世代の親との交流ができる仕組みづくりや環境づくりが求められる。

・運動でみんながつながるまちづくり事業（水島版）

協働事業の主旨に沿って、担当部署とよく協議ができている点を高く評価する。介護予防、成人病予防も重要ではあるが、地域で孤立しないよう仲間づくりに着眼している点も評価できる。

プレゼンテーションに関しても課題、解決方法などがわかりやすかった。行事の企画に参加者が参画する点は良いが、早めに決定し、十分な告知を行うことを望む。

設立されてから間もない団体であることからも、今後継続した事業が実施できるよう、団体の成長を期待する。

・わたしたちの地域の防災力を高めよう!!

市民自らの、防災意識の向上は急務であると同時に、まさに倉敷市の抱える地域課題に協働して取り組んでいることが評価できる。

自主防災組織の設立数も重要ではあるが、事業を実施する中でリーダーを育成・発掘する工夫を望む。協働で実施する事業であるため、担当部署と連携した啓発・広報活動に取り組まれたい。

・ボランティアの異領域交流会

ボランティア同士の横のつながりの強化を期待する事業であるが、ボランティア個人・団体の価値観・思いが共有できるかどうか、技術面はもとより、ボランティア同士が互いの考えを尊重し、認めあうことができるよう尽力されたい。回数が3回と少ない点が気になる。実施後のフォローが必要であり、定期的かつ継続的な交流会となることを期待する。

・～ようこそ、わが街倉敷へ～『市民参加型＝2012＝Welcome倍増プロジェクト』

プレゼンテーションでは、団体の熱意や思いは強く感じられたが、具体的な事業内容について不明瞭な点があった。

事業の目的は評価できる。また、従来の観光ガイドとは異なるアプローチは一定のニーズがあると考える。ただし、対象エリアが広く、案内の場所などにも再検討の余地が残されているのではなかろうか。また、実施体制や人員の配置に無理があると思われる点など、担当課との協議不足という感が否めない。

公益的自主事業部門（はばたきコース）

・倉敷川再生活動－生命あふれる清流に－

環境問題の意識啓発を図るという点で、本事業は非常に有意義であり評価が高い。また、近隣の高校生など、若い世代を巻き込むなどの工夫が評価された。年数を重ねるたびに、市民の認知もなされていると考え、今後も継続していただきたい事業である。反面、市民企画提案事業での事業が会の事業のすべてという状況を危惧する。賛同者からの寄付、参加者負担金の徴収など補助金に頼らず自立した活動ができるよう自立の方向性の検討を望む。

・「男おひとりさま料理カンタン教室」開講事業

本年度はめばえコースで事業を行い、一定の成果を上げるなど団体の成長がうかがえる。

本年度の事業分析を丁寧に行い、次年度へのステップアップ、目標設定をしているところを高く評価するものである。サポーターを配置することで、気軽に参加できる要因となっているが、受講後に、家庭で料理をする機会を増やす工夫があればさらに良い事業となると考える。

・（仮称）水島市民交流フェスティバル

地域のつながりを目的としている事を評価する。また、事業規模に比して予算も抑えられている点に団体の工夫を感じた。目的を達成するには継続的な取り組みが必要になると考えられることからも、単発のイベントだけでなく、水島地区の他の団体とも連携しながら、地道な活動を行うことが求められる。また、会員を育成し若い世代が活躍できるよう努力されたい。、

・ジャンプ・ステップ・スポーツ フェスタ 2012

トップアスリートの育成という事業目的には共感でき、年に1度のイベントではあるが、出場者の励みになると考えられる。しかし、そのためにもまずは地域住民がスポーツに関心を持ち、積極的に参加する環境を整えることが重要であり、単に団体会員の発表の場で終わらせないよう、イベントの構成などについては十分留意されたい。

・第3回くらしき巡りカルタ大会

他のイベントと連携して集客を図る工夫は評価できる。また、「くらしき巡りカルタ」の知名度向上のためにも、PRはまだ必要であり、本事業を通じて成果が上がることを期待する。反面、市民か、観光客、どちらを対象としているのか、提案書ではわかりにくかった。ポスターの作製費が突出しているが、他の告知方法も検討されたい。

創業期活動部門（めばえコース）

・ニュースポーツを切り口にした地域活性の推進

高齢者の健康増進をはじめ、世代を超えた地域での交流を行おうとする取り組みは共感でき、各地域での広がるためにもモデル事業となることを期待する。

ニュースポーツは100種類以上あるとされているが、地域に合う種目から始め、将来的に種目を拡げ、地域住民が参加しやすい環境となることを期待する。

III 平成24年度継続事業の採択審査について

【選考過程】

事前に配布された、事業報告書、収支精算書、協働事業評価書等を基に、2月19日に開催された継続事業審査会において、提案団体による事業実績や収支決算に関する説明と、担当課による意見発表、審議会委員による質疑応答を行い、今年度事業の成果について検証するとともに、継続することの有効性、事業内容の発展性、費用負担の適正性について審査した。

【評価基準】

公平性を確保するため、提案事業の関係者となる委員は該当する部門の審査を外れることとし、各委員ごとに採点を行うこととした。提案事業ごとに各委員の持ち点を評価点100点、継続点を40点とし、全委員の平均点を得点とした。

継続提案事業の採択基準は、評価点が60点以上、継続審査点が24点以上の両方を満たすものとした。

【評価の公表】

評価点により下記のとおり段階を分けて公表することとした。

- S … 評価点90点以上
- A … 評価点80点以上90点未満
- B … 評価点60点以上80点未満
- C … 評価点60点未満

【審査基準】<評価項目および配点>

市民企画提案事業評価基準(100点)

審査項目	審査のポイント	配点
① 目的 (公益性・重要性)	1 事業の目的が達成されているか 2 不特定多数のものの利益の増進に寄与するなど公益性の高い事業となったか 3 課題の解決に結びついたか、またはそのきっかけとなったか	20
② 事業内容 (計画性)	4 事業計画どおり実施されたか(イベントなどの時期・回数) 5 計画通りの参加があったか、または工夫があったか 6 実施にあたり、充分な準備期間・手段が取られていたか 7 市民や参加者の理解を得られたか	20
③ 費用対効果	8 経費に見合う効果があったか 9 過不足のない収支であったか 10 受益者負担を求めるなどの工夫があったか	20
④ 人材配置	11 計画を遂行する技能・能力(人的資源)があったか 12 他の団体と協働するなどの工夫があったか 13 熱意を持って事業に取り組んだか	10
⑤ 協働性	14 行政も事業の意義を理解し、目的を共有して事業を実施したか 15 協働することで相乗効果があったか 16 提案団体と市の役割分担は明確かつ妥当なものであったか	20
⑥ 独自性 ・将来性	17 先進的・先駆的な事業内容であったか 18 発展性・普及性がある事業内容であったか	10
		合計 100

市民企画提案事業継続審査基準(40点)

審査項目		配点
A 継続の有効性	継続することにより、前年以上の効果が見込めるか 提案団体と担当課の双方が、事業継続の効果が高いことを見込んでいるか	20
B 事業内容の発展性	22年度の事業実施結果を基に、事業内容のステップアップ等を行い、事業の発展性が見込まれるか	10
C 費用負担の適正	予算配分は適切であるか 経費節減を図り、無駄のない予算となっているか 自己資金の調達は担保されているか	10
		合計 40

【審査結果】

事業名	団体名	評価	継続の可否
親育ち子育ち ハッピーサポート事業	特定非営利活動法人 ていーたいむ	A	可
倉敷音楽物語	パライスタミュージック	A	可
「X'masイルミネーションin水島」開催	水島を元氣にする会	A	可
『着物でぶらり！笑顔でパチリ！！ ようこそ、倉敷へ』プロジェクト	『着物でぶらり！笑顔でパチリ！！ ようこそ、倉敷へ』プロジェクト	B	可
多国籍の花咲く！まちづくり推進事業	多文化共生まちづくり倉敷の会	B	可
しうがい者と地域の和やかなふれあい事業	特定非営利活動法人 いちご一會	B	可

【個別講評】

・親育ち子育ち ハッピーサポート事業

定員を超える応募状況に団体と担当課の工夫が見て取れる。また、保護者同士の横のつながりを重視した工夫も高く評価できるが、サロン的な運営形態で回数を増やすなどの工夫を望む。本事業の抱える課題は、家庭、学校など個々の問題ではなく、社会全体として連携して解決すべき課題であり、理解を得るためにも継続して対応すべきであると考える。反面、たくみ塾での支援や効果について、わかり易く周知・広報することが望まれる。

・倉敷音楽物語

毎回満員であるという点は評価が高く、継続することでより定着するものと考えられる。また、夕方から夜間にかけての開催という点でも、滞在型観光客の増加に貢献できると考える。そのための広報の方法として、充実したホームページとなっているが、宿泊施設等に直接働きかけるなどの方策にも、より尽力されたい。

また、将来的には自立した活動ができるよう、今後の収入面での工夫を期待する。

・「X'masイルミネーションin水島」開催

多くの企業団体を巻き込み、行政だけでなく地元ともしっかりと協働ができている。結果として、年々来場者が増加するなど、成果が上がっている点を評価する。

反面、多くの費用がかかっていることからも、費用対効果についても考慮されたい。

若い世代が事業にかかわることで、活気あるイベントとなっていると考えるが、一部の人には負担がかかり過ぎないように配慮をすることで、より継続的なイベントになることが期待される。

・『着物でぶらり！笑顔でパチリ！！ようこそ、倉敷へ』プロジェクト

参加者からの負担を求めるなどの、新たな挑戦については大いに評価できる。着物ブームという社会的背景からも、事業を継続することで倉敷観光の一つのツールとなることが期待できる。そのためにも、適切な開催時期や時間などを分析するとともに、日常的、継続的に開催できるよう、大学生等と連携するなどの広がりを期待する。

また、県内外の観光地との差別化を図り、倉敷らしさを演出する工夫を望む。

・くらしき多文化共生まちづくり推進事業

行政だけで担えない部分を協働することで、きめ細かい取り組みとなっている点を評価する。

今後、在住外国人の増加も予想される中、相互理解を深めるためにも継続的に取り組む必要がある。

応援団というパフォーマンスを通じ、参加しやすい雰囲気を作っている点は評価できるが、目的を達成することはもとより、団体同士の連携の観点からも、ソーシャルネットワークを活用するなど、広報面での工夫が望まれる。

・しょうがい者と地域の和やかなふれあい事業

地道な活動であるが、多くのメニューを実施し、地域住民の参加があるなど、評価する点が多い。また、障がい者の就労支援や自立に向けた取り組みは意義がきわめて大きく、継続が求められる。

一方で、事業として確立していない感が否めない。継続性の観点からも、特定の会員だけで実施するのではなく、賛同者を得て人材を確保するとともに、事業化できるものに絞り、着実な運営を行うことを望む。また、協働の役割分担として、行政との連携がより一層必要であると考える。

倉敷市市民企画提案事業審議会委員名簿

平成24年2月19日現在

	氏 名 (敬称略)	所 属 等
	いぎ なおき 猪木 直樹	玉島みなと若旦那会
	いしはらたつや 石原 達也	岡山NPOセンター
	おおもとひろし 大本 裕志	岡山県備中県民局協働推進室
会長	こやま えつじ 小山 悅司	倉敷芸術科学大学
	こんどう まゆみ 近藤 真由美	公募委員
	のだ よしこ 野田 淑子	元 協働の指針検討委員会委員
	ひやくもと けいこ 百本 恵子	男女共同参画人材バンク登録者
副会長	まつもと けいこ 松本 啓子	川崎医療福祉大学
	もりや けいこ 守屋 景子	男女共同参画人材バンク登録者
	もりやす わたる 守安 渉	公募委員

50音順

倉敷市市民企画提案事業審議会

会長 小山 悅司様

倉敷市市民企画提案事業について（諮問）

倉敷市市民企画提案事業実施要綱（平成18年11月21日施行）第7条2項の規定に基づき、次の市民企画提案事業の採択及び評価に係る審査について諮問します。

平成24年2月19日

倉敷市長 伊東香織



記

1 平成24年度継続事業の採択審査

「親育ち子育ちハッピーサポート事業」ほか5件

2 平成24年度新規事業の採択審査

「ニュースポーツを切り口にした地域活性の推進」ほか10件

倉敷市市民企画提案事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主自立した市民公益活動が多様に展開され、もって市民参加や協働によるまちづくりを推進するため、市民公益活動をしようとする団体が提案する事業（以下「提案事業」という。）に補助金を交付するものとし、その申請、選定及び補助金交付等に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(提案事業の部門)

第2条 提案事業は、次に掲げる部門で構成し、各部門の補助の目的は別表に定めるところによる。

- (1) 創業期活動部門（めばえコース）
- (2) 公益的自主事業部門（はばたきコース）
- (3) 協働事業部門
 - ア 市民提案コース
 - イ 行政提案コース

(申込団体)

第3条 申込みできる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に活動拠点を有する団体
 - (2) 組織運営等に関する規則、会則等が定められている団体
 - (3) 提案時において、次のいずれかに該当する5人以上で構成している団体
 - ア 本市内に住所を有する者
 - イ 本市内に勤務する者
 - ウ 本市内の高校、短大、大学その他の各種学校等に在学している者
 - (4) 別表に定める要件に適合する団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、申し込みできないものとする。
- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）又は政党等を推薦し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準すべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
(対象となる提案事業)

第4条 提案事業は、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 提案団体が実施主体となる事業
- (2) 単年度事業であること
- (3) 本市又は本市の外郭団体の補助を受けない事業
- (4) 原則として本市内で実施される事業
- (5) 協働事業部門は、本市が実施中又は実施予定としている事業と重複しないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は提案事業の対象としない。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む。）を主眼とする事業
- (2) 個人給付等の補助的制度に関する事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 宗教上の教義、信者の教化育成等に係る事業
- (5) 政治上の主義の推進、支持、反対等の主張又は表明に係る事業

(提案事業の公募)

第5条 市長は、提案事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、応募要領を定めて公表するものとする。

3 前項の応募要領には、審査の方法及び基準を記載するものとする。

(申込方法)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、所定の申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 提案団体概要書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 提案団体は、同一の募集期間内において1事業のみ申し込みできるものとする。

(提案事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込書類の提出を受けた提案事業について、第5条第3項の規定による方法等により審査するものとする。

2 前項の審査にあたっては、市長が倉敷市市民企画提案事業審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

3 市長は、審議会の答申を踏まえ、適当と認める提案事業（以下「採択事業」という。）を選考し、選考結果を当該提案団体に通知するものとする。

4 市長は、採択事業の概要及び選定理由を公表するものとする。

(経費の補助)

第8条 市長は、別表に定めるところにより、採択事業の実施に要する経費について、補助金を交付するものとする。

(対象経費)

第9条 補助金の交付の対象とする経費は市長が別に定める。

(採択事業の具体化と進行管理)

第10条 第7条第3項の規定により採択事業として通知を受けた提案団体（以下「実施団体」という。）及び市長は、それぞれの役割分担及び事業内容を明確にした協定書を締結するものとする。ただし、めばえコース及びはばたきコースの採択事業についてはこの限りではない。

2 協働事業部門の実施団体及び市長は、協定書に則り、採択事業の実施及び進行管理を行うものとする。

3 市長は、進行状況並びに実施結果について、適時に公表するものとする。

(採択事業の変更)

第11条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当するときは事業計画変更協議書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 採択事業に要する経費の配分を変更しようとするとき

- (2) 採択事業の内容を変更しようとするとき
 - (3) その他申請に係る事項の変更をしようとするとき
- 2 市長は、実施団体から前項の申し入れがあったときは、直ちに実施団体と協議を行い、措置を決定し、通知するものとする。
- (採択事業の中止等)
- 第12条 実施団体は、採択事業を中止し、又は廃止しようとするときは事業中止・廃止届を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、実施団体から前項の届出があったときは、直ちに採択事業の中止・廃止に伴う補助金の返還を命ずるなど措置を決定し、通知するものとする。
- (事業報告書)
- 第13条 実施団体は、採択事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に実績報告書としてとりまとめ、市長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。
- (報告会等)
- 第14条 市長は、中間ヒアリング及び採択事業終了報告会（以下「報告会等」という。）を開催するものとする。
- 2 実施団体は、市長が報告会等を開催するときは、積極的に協力しなければならない。
- (採択事業の評価等)
- 第15条 採択事業の事業評価にあたっては、市長が審議会に諮問するものとする。
- 2 市長は、審議会から事業評価の答申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。
- (事業の継続)
- 第16条 協働事業部門において、実施団体が引き続き継続して同一内容の事業を実施しようとする場合、最大で3年間事業を行うことができるものとする。ただし、その場合の採択は第15条第2項の答申を踏まえ決定するものとする。
- (補助金に係る帳簿等の保存年限)
- 第17条 実施団体は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、事業完了後5年間保存しなければならない。
- (その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、協定書を締結した採択事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度又は平成21年度に新たに実施した採択事業のうち、引き続き平成22年度以降に採択を受けて実施する採択事業の補助率及び補助額については、なお従前の例による。

別表（第2，3，8条関係）

	創業期活動部門 (めばえコース)	公益的自主事業部門 (はばたきコース)	協働事業部門	
			市民提案コース (団体の企画提案)	行政提案コース (市がテーマを提示し 団体が企画提案)
補助の目的	創設直後の団体が 勇気を持って市民 活動に取り組むた めの補助	自主活動を充実・ 発展させるための 補助	団体と市が協働という手法で実施すること で、より効果的になり市民サービスの向上 につながる事業を実施するための補助	
補助率	対象経費の90%	対象経費の90%	対象経費の75%	対象経費の100%
補助の上限	5万円	20万円		50万円

活動年数に 関する制限	設立後 3 年未満 の団体に限る	設立後 1 年以上 の団体に限る	設立後 1 年以上の団体に限る
補助回数に 関する制限	1 団体 1 回まで	1 団体 3 回まで	

交付額は千円単位（千円未満切捨て）とする。